

第30回（こども）分科会報告書

1. 開催日時：平成29年6月28日（水） 15：30～17：00
2. 開催場所：社会福祉協議会 3F 会議室
3. 参加者（所属のみ）

筑後特別支援学校、ふるさと、南筑後保健福祉環境事務所、子育て支援課、八女市教育委員会、陽だまりの里、さら、みんなの館、あるくとぷらす、つくし園、HIRO キッズ、あおぞら、八女総合療育館、西短高校、黒木中学校、広川中学校、上陽北浜学園、立花中学校、星野中学校、見崎中学校、長峰小学校、八幡小学校、星野小学校、下広川小学校、八女市広川町、リーベル

4. 実施内容

○講話 『こどもの緊急時対応について ～こどもの未来を守るために～』

講師 八女市家庭児童相談室 高倉氏

○講話概要

緊急時とはこどもの命に係る場合であることを前提に、0歳からではなく、おなかの中にいる頃から支援に携わっている。こどもにとって家庭は安心できる場所であり安全地帯であるが、こどもは家庭の出来事を外に発することができない。このような理由から、見つけにくく緊急的対応が必要な



場合が生じる。通報については直接家庭児童相談室に、もしくは児童相談所から連絡が入る形で行われ介入が始まる。48時間以内に安全確認をする必要があるが、児童相談所は居場所の特定が分からない場合もあるが、学校や関係機関から情報を集めて数時間以内には入るようにしている。家庭児童相談室が介入することで親を追い詰めてしまう場合もあるため情報を集めながら追い詰めない配慮を考える。アザやタバコの痕等発見されれば写真を撮る等して、最終的には家庭児童相談所が職権保護の判断を行っている。保護件数が多く、児童相談所に対応できない場合は一時保護委託により民間の児童支援施設で保護したり、市町村レベルではショートステイの調整で対応したりしている。障害がある、または疑いがある場合はリーベルと協力し医療へつなぐこともある。受診まで時間がかかることがあり、数年がかりになるケースもある。親の心理として障害と言われても受け止められないことがあり、「いつかできるようになって欲しい、いつかみんなと一緒に・・・」と願っている。分離後は児童相談所が親と面談しながら自宅へ帰るケースもあれば、困難な場合は措置入所となるケースもある。こどもは施設に預けていても家庭への支援は継続する。児童相談所のキャパが限界で市町村に対応を求められることが多いが、こどものシェルターがないことが地域の課題である。筑後市は委託費をつけて児童支援施設にお願いしている。

こどもはどんなに叩かれてもほめて欲しいから笑顔を振りまく。その笑顔を見て親はイラつき手が出てしまう現象が起きる。家庭児童相談室は現場ではないため、学校や事業所等現場でこどもや親の変化に気づいてほしい。こどもが揺らいでいる時は家庭が揺らいでいる時という認識が必要である。要保護児童対策協議会（要対協）について説明された後、要対協に上がってこない家庭もあるように感じる、発見への意識を持つことが大切であると述べられた。

こどもの未来を守るために大切だと思うこととして、以下のようにとまとめられた。

- ①寄り添うこと
- ②親を責めない
- ③あせらない
- ④一人で抱え込まない

愛着障害についても触れられ、

「愛着は他人でもつくれる、つくり直せる」
という言葉が印象的であった。



○質疑応答

講話後の質疑応答において、あったらいいなと思う資源は何かとの問いがあり、登校支援について挙げられた。特に郡部は送迎の問題があり、送迎車まで送り出す支援も必要なケースがある。学校に行くことで本人に変化がみられることがあり、如何にして継続的に学校へ投稿できるかが課題となっている。こどものシェルターに関する課題と併せてリーベルネットワーク会議でも協議できるようにしたい。